

# 電気料金制度と 料金審査に当たっての論点等について

平成27年1月21日  
資源エネルギー庁

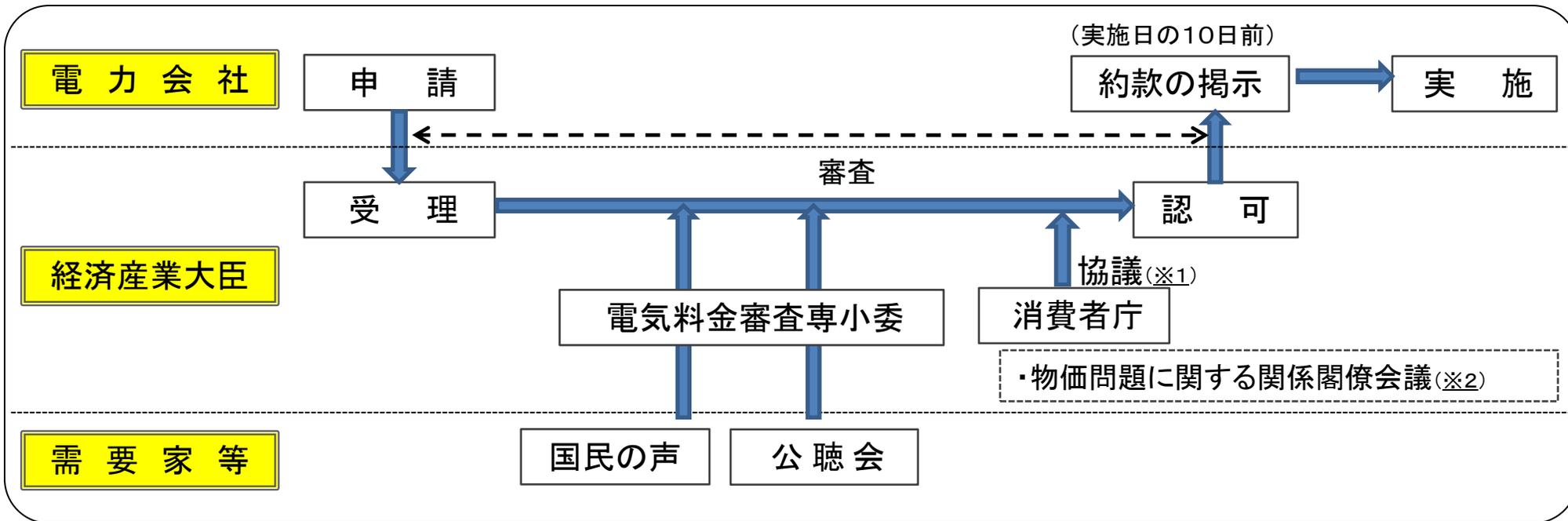
1. 電気料金認可手続 ..... P2
2. 電源構成変分認可制度 ..... P7
3. 料金審査に当たっての論点 ..... P20
4. 前提計画についての論点 ..... P23

# 1. 電気料金認可手続

# 1. (1) 電気料金の認可手続き

○規制需要家に適用される電気料金については、電気事業法第19条に基づき、電力会社から料金改定の認可申請が提出された場合において、経済産業大臣が審査を行い、広く一般から意見を聴取する公聴会（電気事業法第108条）等を行った上で、認可を行う。

## 料金改定認可プロセス



(※1) 物価担当官会議申し合わせ(平成23年3月14日)に基づく。

(※2) 物価問題に関する関係閣僚会議(平成5年8月24日閣議口頭了解)について

○構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官。

○会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とし、内閣官房長官が主宰。会議の庶務は、消費者庁において処理。

# 1. (2) 電気料金の認可基準

1. 規制需要家の料金を定める供給約款の認可基準としては、電気事業法第19条において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」等が規定されている。
2. 電気料金制度とその運用について改善すべく、経済産業大臣が主催する有識者会議を平成23年1月に設置し、その検討を踏まえ、平成24年に所要の制度改正(省令、審査要領)を実施。

## 電気事業法第19条(電気料金認可)

(一般電気事業者の供給約款等)

- 第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
  - 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## <有識者会議報告書の概要>

### (1) 原価の適正性の確保

値上げ認可時には、広告宣伝費、寄付金、団体費については原価算入を認めない。また、人件費、修繕費等は一定のメルクマール等により査定。  
※人件費の例：一般企業の平均値を基本に、他の公益企業の平均値とも比較

### (2) 新しい火力入札

火力電源を自社で新設・増設・リプレースする場合は、原則全て入札。

### (3) 公正かつ適正な事業報酬

正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備はレートベース対象資産(事業報酬の算定の基礎となる資産)の対象外。

### (4) 原価算定期間及び電源構成変動への対応

経営効率化を織り込む等の観点から認可時は3年を原則とする。また、当該期間に電源構成が大きく変動した場合には、変動分のみを料金に反映。

### (5) 託送料金の適正化

託送料金について第三者が適切性・妥当性を確認。

### (6) デマンド・レスポンス料金とスマートメーターの導入

時間帯別料金の多様化や三段階料金の見直し、季節別料金の導入などの検討、スマートメーターの導入に当たっては入札を原則。

### (7) 事後評価

原価算定期間終了後には、原価と実績値、算定期間終了後の収支見通し、利益の用途等について評価。

## 7. 原価算定期間及び電源構成変動への対応

### (3) 対応の方向

#### ①原価算定期間

過去、値下げの届出制導入以降、一般電気事業者の料金改定が概ね2年ごとに実施されてきたこと、一般的な企業の中期経営計画が3年であること、社内の業務フロー等の変更には一定の時間を要することなどを踏まえ、事業者の十分な経営効率化努力を織り込む観点から、認可時の原価算定期間は3年を原則とすることが適当である。

他方で、狂乱物価状況下など原価の見通しが困難な社会的、経済的特段の事情がある場合には、単年度の原価算定期間とすることも例外的に認めることが適当である。

また、届出の場合については、自主的な経営効率化努力を料金に迅速に反映する観点から、原価算定期間をより柔軟に設定しても良いと考えられる。

なお、現在の一般電気事業供給約款料金算定規則において、原価算定期間は「一年間を単位とした将来の合理的な期間」とされており、これを変更せずとも上記のいずれにも対応することが可能となっていることから、料金認可時に適用される「供給約款料金審査要領」において上記の趣旨を記載することが適当である。

#### ②電源構成の変動への対応

原価算定期間の複数年化に伴い、料金算定当初に想定した電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合、原価の適正性が維持できないと考えられる。

ただし、原料輸入価格の変動を自動的に電気料金に反映させる燃料費調整制度と異なり、どの電源を稼働させるかは経営判断そのものであり、恣意的な料金転嫁を防ぐ必要がある。

このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

なお、認可を経るとしても総原価を洗い替える必要がないことから、査定プロセスが簡略化され、より短期間での料金改定が可能となると考えられる。

# 1. (3) 電気料金の算定

1. 電気料金の算定に当たっては、電気事業を効率的に実施する観点から、供給計画(工事計画含む)、業務計画、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画が策定され、これらを前提として原価の算定が行われる。総原価の算定については、原価算定期間において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが求められている。
2. 算定された総原価は、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、自由化部門と規制部門の費用に配分され、配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される。
3. 具体的には、総原価を各発電費(水力、火力、原子力、新エネ等)、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費等の9部門へ整理した後、送電・高圧配電関連費用とそれ以外の費用に整理し、各需要種別に配分した上で、電気の使用条件の差等を考慮して契約種別毎の料金率が設定される(レートメイク)。

## <前提計画>

### <供給計画>

電力需要予測と供給力の10年計画を毎年度策定。燃料費や購入電力料等の算定基礎。

### <工事計画>

今後の発電設備や送電線、変電所等の建設計画。減価償却費や事業報酬等の算定基礎。

### <業務計画>

人員計画や業務機械化計画、研究計画等が含まれる。人件費やその他の費用等の基礎。

### <経営効率化計画>

料金改定時には、料金改定の理由、根拠等を明らかにする。

### <資金計画>

工事計画遂行のために必要な資金調達計画。法人税や財務費用等の算定基礎。

## <総原価の算定>

### 【営業費】

- 人件費
- 燃料費
- 修繕費
- 公租公課
- 減価償却費
- 購入電力料
- その他経費
  - ・バックエンド費用
  - ・廃棄物処理費
  - ・消耗品費
  - ・賃借料
  - ・託送料
  - ・委託費
  - ・損害保険料
  - ・普及開発関係費
  - ・研究費
  - ・諸費

### 【事業報酬】

## <費用の配賦、レートメイク>

水力発電費  
火力発電費  
原子力発電費  
新エネルギー等発電費  
送電費  
変電費  
配電費  
販売費  
一般管理費等

送電・高圧配電関連以外

送電・高圧配電関連

低圧需要

特別高圧・高圧需要

低圧需要

特別高圧・高圧需要

低圧需要総原価

特別高圧・高圧需要総原価

託送料金

小売規制料金

小売自由化料金

託送料金

## 2. 電源構成変分認可制度

## 2. (1) 電源構成変分認可制度の概要①

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書を踏まえ、平成24年11月、一般電気事業供給約款料金算定規則(経済産業省令)を改正し、電源構成変分認可制度を設けた。
- 当該制度は、一般電気事業者の電気料金について、料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動(燃料費等)を料金に反映させる料金改定を認めるもの。

### (ア) 基本スキーム及び法的根拠(電気事業法第19条第1項に基づく認可)

- 自動変動ではなく、公聴会等を経る通常の認可プロセス。
- 当該スキームは、前回改定時に総原価洗い替えによる料金改定の認可を受けた事業者に対して適用。

#### 電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第19条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 ~ 8(略)

### (イ) 適用条件

- 原価算定期間内に、社会的経済的事情の変動により、「燃料消費数量」の変更に伴う燃料費の変動が見込まれる場合に限る。

### (ウ) 電源構成変分認可の対象費用及び算定方法

- 原価算定期間の残存期間(※1)における電源構成の変動に伴う燃料費等(※2、3)の変動費用(次ページを参照)を、当該期間内で収支相償できるよう、現行料金レートに反映。

(※1) 年単位

(※2) 直接の対象費用は、燃料消費数量に連動して変動する費用であり、具体的には以下の4項目8費用。

1. 燃料費
2. バックエンド関係費用(使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費)
3. 購入・販売電力料(地帯間購入電源費、他社購入電源費、地帯間販売電源料、他社販売電源料)
4. 事業税

(※3) 燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

一般電気事業供給約款料金審査要領(平成26年12月8日改正)

第2章「原価等の算定」に関する審査

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条の2又は第19条の22の規定に基づき、変更しようとする供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

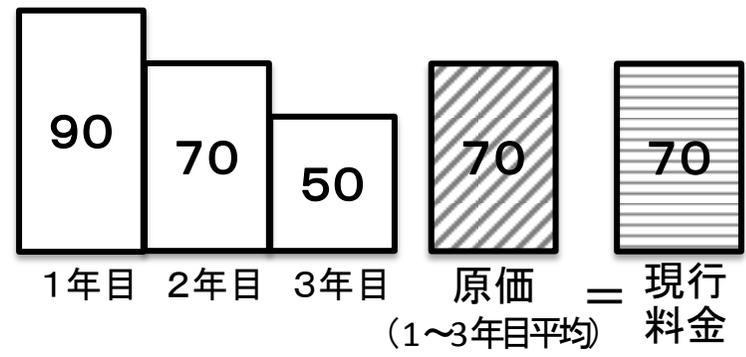
## 2. (1) 電源構成変分認可制度の概要③

### 電源構成変分認可制度における、原価の「変動額」の考え方

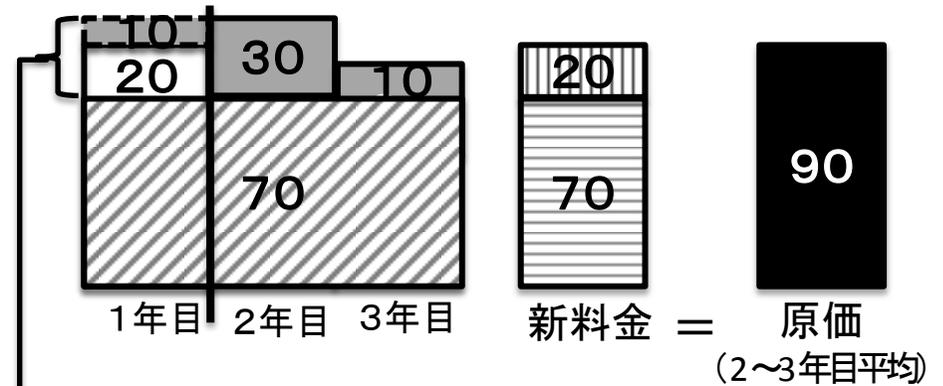
○以下の設例において、2年目に電変による改定を申請する場合、「変動額」は、現行の原価算定期間(3年間)の想定平均原価からの上振れ分(30+10=40)。これを残存原価算定期間の2年間で回収するため、現行料金(70)への上乗せは $40 \div 2 = 20$ で、新しい料金は90となり、残存期間における原価と収入を一致させる。

【設例】	1年目	2年目	3年目
原子力利用率(1年目開始時想定)	10%	30%	50%
原子力利用率(2年目開始時想定)	(実績0%)	0%	20%
原子力利用率(3年目終了時実績)	(実績0%)	(実績0%)	(実績20%)

【現行料金の認可時】



【電変による値上げ申請】  
(原価算定期間の残存期間2年の場合)



残存期間平均の収入と原価が一致

	1年目	2年目	3年目	合計
実際に要したコスト	100	100	80	280
料金収入	70	90	90	250
差	▲30	▲10	+10	▲30

## 2. (1) 電源構成変分認可制度の概要④

### (エ) 値下げ条件

- 有識者会議報告書において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、本スキームによる値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すことが想定される。

#### (参考) 電気事業法

第100条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

### (オ) その他

- 燃料費調整制度の諸元についても、原価算定期間における発熱量、販売電力量の変動分に基づき見直し。
- 具体的には、電源構成の変動に伴い、「基準単価」、「油種構成( $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ )」及び「平均燃料価格」を見直し。

※電源構成変分認可制度においては、「全日本通関CIF価格」の至近実績への置換は行わない。  
(P17参照)

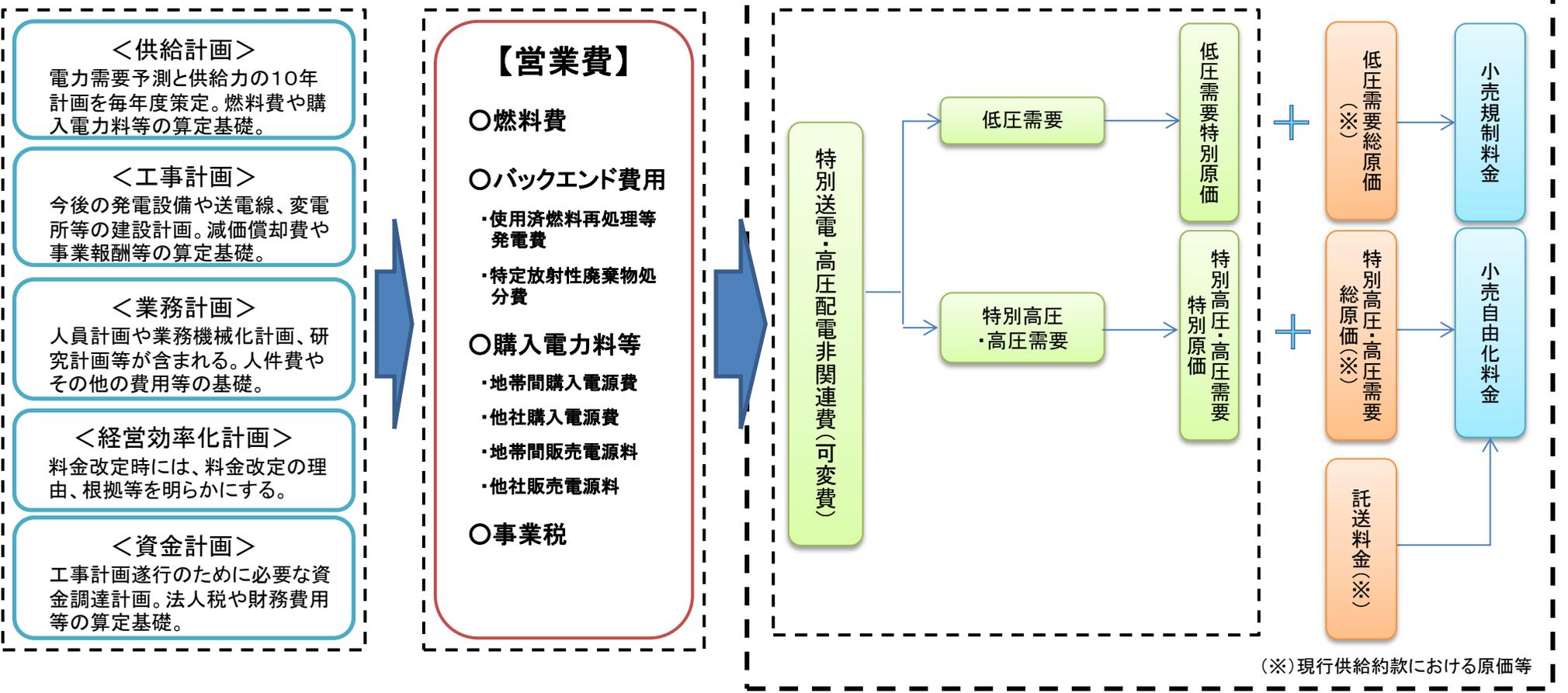
# 2. (2) 電源構成変分認可制度における料金の算定

○ 「前提計画」(需給や効率化計画等)をチェックした上で、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合、一般電気事業供給約款料金算定規則に基づき、燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税の変動額から算定される特別変動可変費を、低圧需要と特別高圧・高圧需要の費用に配分し、原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価(当初認可時の3年平均原価を上回る部分)と変動収入が一致するように料金を設定する。

### <前提計画>

### <特別変動可変費の算定>

### <費用の配賦、レートメイク>



(※) 現行供給約款における原価等

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
<p>(変動額認可料金の算定)</p> <p>第19条の2 一般電気事業者(沖縄電力を除く。以下この条において同じ。)は、<u>法第19条第1項の規定により</u>①<u>同項の認可を受けた供給約款</u>②(第20条の2の規定により同条第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、<u>法第19条第4項又は第7項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの</u>)で設定した料金を当該料金(これらの規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金を算定した際に<u>第2条第1項の規定により定められた原価算定期間内</u>に③次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき(<u>社会的経済的事情の変動により</u>④、<u>法第19条第1項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第3条第2項第2号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。))は、第2条から第19条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>①値上げ、値下げの場合ともに電事法19条1項による認可が必要</li><li>②既に19条1項の認可を受けていることが実施要件</li><li>③原価算定期間内に新料金を実施される場合のみ有効</li><li>④「社会的経済的事情の変動」とは、有識者会議報告書における「事業者の自助努力の及ばない」事象を指す</li></ul>

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
<p>一 燃料費の変動額(社会的経済的事情の変動による法第19条第1項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第3条第2項第2号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に起因する変動額<sup>⑤</sup>(以下「外生的燃料費等変動相当額」という。)に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>二 使用済燃料再処理等発電費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>三 特定放射性廃棄物処分費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>四 地帯間購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>五 他社購入電源費の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>六 地帯間販売電源料の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>七 他社販売電源料の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p> <p>八 事業税の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第19条の22において同じ。)</p>	<p>⑤変動額の算定対象期間は、原価算定期間の残存期間(年単位)に限る。</p> <p>対象費目は、左記8項目</p>
2 (略)	

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
3 一般電気事業者は、前項の規定により算定された特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第8の3により、特別送電・高圧配電非関連費明細表を作成しなければならない。	変動額は、すべて「送電・高圧配電非関連可変費」へ整理。
4 一般電気事業者は、特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連可変費の額を、 <u>供給約款で設定した料金を算定した際に第9条の2第4項第4号の規定により算定した割合により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。</u>	変動額は、現行料金算定時の「発受電量比」により需要種別に配分。
5 (略)	
6 料金は、低圧需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と供給約款で設定した料金を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における <u>低圧需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。</u>	原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価・変動収入が一致するように設定。
7 一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際の低圧需要原価等及び特別変動可変費並びに第4項の規定により整理された特別変動可変費を基に、 <u>契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。</u>	契約種別ごとの電気の使用形態、使用期間、計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して契約種別ごとの料金を設定しなければならない。
8～9 (略)	

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
<p>10 一般電気事業者は、供給約款で設定した料金を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間における低圧需要の料金収入及びこの項の規定により算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における低圧需要の料金収入の変動分を、第7項及び前項の規定により設定する料金、変更前の供給約款で設定した料金及び変更前の法19条第12項に定める選択約款で設定した料金(供給約款で設定した料金を変更すると同時に選択約款で設定した料金を変更しようとする場合にあっては、当該選択約款で設定する料金及び変更前の選択約款で設定した料金)並びに供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。</p>	<p>料金収入(変動分含む)は、供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力等の予測値に基づき算定しなければならない。</p>
11 (略)	

# (参考)改正一般電気事業供給約款料金算定規則⑤

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
------------------	----

(燃料費調整制度)  
 第21条 一般電気事業者は、第19条第2項(第20条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)、第19条の2第7項、(中略)の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第3項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に1.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に0.5を乗じて得た額)に第4項の規定により算定される基準調整単価を1,000で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下「調整」という。)しなければならない。

2 基準平均燃料価格は、法第19条第1項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款の認可の申請の日(第19条の2又は第19条の22の規定により第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた供給約款の認可の申請の日)及び法第19条第4項の規定により変更しようとする供給約款の届出の日において公表されている直近3ヶ月分の電気事業の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。以下「燃料」という。)ごとの円建て貿易統計価格(関税法(昭和29年法律第61号)第102条第1項第1号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。)の平均値に、電気事業の用に供する石油の1リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を当該燃料の1キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあっては、1)に原価算定期間において電気事業の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(以下「換算係数」という。)を乗じて得た額を合計した額とする。

電源構成変分認可制度を用いて申請を行う事業者の基準平均燃料価格は、当初認可(総洗替による認可)を受けた料金の認可申請日の直近3ヶ月分の円建て貿易統計価格の平均値により算定。

- ※東京……………H24/1～3月
- 関西・九州……H24/7～9月
- 東北・四国……H24/10～12月
- 北海道…………H24/12～H25/2月
- 中部……………H25/6～8月

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間において電気事業の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。	
4 基準調整単価は、1,000円を単位として調整すべき1キロワット時当たりの単価として、 <u>原価算定期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を電気事業の用に供する石油の1リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。</u>	

# (参考) 燃料費調整制度の前提諸元の算定

## ① 基準燃料価格 (44,300円/kl)

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値(今回は本年1～3月の貿易統計実績値)となるものです。
- 具体的には、当社火力における各燃料の熱量構成比に原油換算比を加味した係数( $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ )を算定し、これを各燃料価格に乗じて加重平均して算出します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{〔算定式〕} & 57,802\text{円/kl} & \times & 0.1989 & + & 67,548\text{円/t} & \times & 0.4425 & + & 11,452\text{円/t} & \times & 0.2506 & = & 44,300\text{円/kl} \\ & \text{原油価格} & & \alpha & & \text{LNG価格} & & \beta & & \text{石炭価格} & & \gamma & & \text{基準燃料価格} \end{array}$$

## ② 基準単価 (0.206円/kWh)

- 基準単価とは、原油換算価格1,000円/klの燃料価格変動があった場合に発生する電力量1kWhあたりの変動額です。
- 具体的にはまず、火力発電の燃料消費数量(原油換算kl)に、1,000円/klを乗じることにより、原油換算価格1,000円/kl上昇の影響額を算定します。
- これを総販売電力量(kWh)で除することにより、1,000円/klの変動に伴う1kWhあたりの燃料価格変動分の調整額を算定。この値が基準単価となります。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{〔算定式〕} & 57,200\text{千kl} & \times & 1,000\text{円/kl} & \div & 2,773\text{億kWh} & = & 0.206\text{円/kWh} \\ & \text{燃料消費数量(原油換算)} & & & & \text{総販売電力量} & & \text{基準単価} \end{array}$$

## ③ 平均燃料価格

- 平均燃料価格とは、毎月の原油・LNG・石炭の貿易統計価格の加重平均値(上述の $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ で加重)です。したがって毎月変動いたします。
- 具体的には、原油・LNG・石炭の実績貿易統計価格(3～5ヶ月前の平均)に $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ をそれぞれ乗じて合計し算定します。
- 至近3ヶ月の平均燃料価格と基準燃料価格との差分が毎月の燃料価格変動幅であり、これに基準単価を乗じることにより、1kWhあたりの燃料価格変動分の調整額が算定されます。

## ④ 毎月の燃料費調整

- 毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価を乗じて燃料費調整単価を算出します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{〔算定式〕} & ( \text{XX,XXX円/kl} & - & 44,300\text{円/kl} ) & \div & 1,000\text{円/kl} & \times & 0.206\text{円/kWh} & = & \text{毎月の燃料費調整単価} \\ & \text{毎月の平均燃料価格} & & \text{基準燃料価格} & & & & \text{基準単価} \end{array}$$

- この燃料費調整単価にお客さまのご使用量を乗じていただいた金額が毎月の燃料費調整額となります。

(注) 換算係数( $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ )の算定方法

	熱量構成比 ①	原油換算係数※ ②	換算係数 ③=①×②
原油	0.1989	1.0000	0.1989
LNG	0.6325	0.6996	0.4425
石炭	0.1686	1.4864	0.2506
合計	1.0000	—	—

… $\alpha$ … $\beta$ … $\gamma$ 

※原油換算係数 LNG: 1l当たりの原油発熱量 ÷ 1kg当たりのLNG発熱量  
石炭: 1l当たりの原油発熱量 ÷ 1kg当たりの石炭発熱量

### 3. 料金審査に当たっての論点

### 3. 料金審査に当たっての論点(案)①

- 電気料金審査専門小委員会は、事業者による料金改定の大員認可申請に対して、電気事業法、一般電気事業供給約款料金算定規則及び一般電気事業供給約款料金審査要領に照らし妥当なものであるかどうかについて査定方針等を検討し、公聴会及び「国民の声」を通じて経済産業省に寄せられた意見に対する見解を付した上で、経済産業大臣に意見を行うこととされている。
- 今回の関西電力による申請について、以下の論点を中心に審査を行うことが適当ではないか。

#### (1) 電源構成変分認可制度による申請の適否

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)や算定規則・審査要領等に照らし、電源構成変分認可制度による申請が適切か、確認する必要がある。

#### (2) 最大限の経営効率化の実施

- 需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置づけられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認する必要がある。
- 上記を踏まえ、今般の料金の改定に当たって、経営効率化が十分に進捗していると言えるか。仮に一部が達成できていない場合は、その理由に合理性があると言えるか。
- 追加的・自主的な効率化の取り組みについて、原価算定期間内において年度毎にどこまで織り込んでいるか。

#### (3) 燃料費等の増分の厳格な査定

- 電源構成変分認可の直接の対象となる費目については、申請にある変動額の算定が合理的なものかどうか、単価・数量ともに詳細に確認することとし、真に必要となる増分費用についてのみ料金回収を許容すべきではないか。なお、査定にあたっては、燃料費等の削減を可能とする最大限の効率化を求める方法を追求すべきではないか。
- 需要家の負担抑制の観点から、原価算定期間内に直ちに効果が現れない取組であっても、中長期的に燃料費等を削減するための取組の内容の妥当性も、あわせて確認すべきではないか。

### 3. 料金審査に当たっての論点(案)②

#### (4) 需要家の負担抑制策

- さらなる値上げに伴う需要家の負担を抑制するために、どのような追加的な取組(新メニュー等による選択肢の拡大、省エネ・コンサルの実施等)を行う予定か、具体的な内容をしっかり確認することが必要ではないか。
- 短期間に二度にわたる値上げを行うに当たって、事業者として前回よりも更に踏み込んだ取り組みを行い、少しでも需要家の負担を抑制することを求めるべきではないか。

#### (5) 需要家への説明責任の履行

- さらなる値上げの必要性及び内容の妥当性について、需要家の理解を得るため、どのような形で説明責任を果たしていくつもりか、確認することが必要ではないか。
- 前回値上げ認可時の経験及びこれまでに値上げを実施した他社の状況等も踏まえ、より効果的・積極的・丁寧な説明を工夫するよう求めるべきではないか。

#### (6) 原子力発電所再稼働後の値下げ

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、電源構成変分認可制度による値上げ認可に際して、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すべきではないか。

## 4. 前提計画についての論点

## 4. (1) 前提計画について

1. 電気料金は、料金算定にあたっての前提となる供給計画(工事計画含む)、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画(前提計画)に基づいて算定される。
2. 電気料金審査専門小委員会においては、とりわけ、効率化計画の進捗状況等の確認を行うことが必要である。また、主に需要と供給に関する前提計画についても、料金算定に当たって妥当なものであるかどうか検討を行う。
3. 前提計画のうち燃料費、購入・販売電力料、バックエンド関連費用、事業税に関する計画については、それぞれの個別原価の項目の中で、併せて検討を行う。

### 【参考】経営効率化計画について

平成7年の「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)を受けて、事業者においてとりまとめられ、公表されることとされており、「電気料金に対する国民の十分な理解を得ることに資する」とされている。

### 「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)(抜粋)

#### I 総論

##### 1. 中間とりまとめまでの検討概要

###### (一) 事業者の経営効率化を促す料金制度

###### ② 経営効率化の内容の公表

規制当局による料金規制に加え、電気事業者の自主的取り組みとして、料金改定に当たって、電気事業者は予め経営効率化の内容を国民に示すこととし、かかる効率化努力を織り込んだ原価を持って料金申請を行うことが必要である。

#### II 各論

##### 2. 経営効率化計画及び料金の定期的評価

###### [ i ] 経営効率化計画

(2) 具体的には、「経営効率化計画」は、中長期的な取り組みや目標、毎年の経営方針やこれらを受けた設備投資の合理化目標、各種の業務計画等を需要家に理解し易い形でとりまとめ、毎年度公表することが適当である。その際、需要家にとって経営効率化努力の成果がどのように料金に反映されるかが大きな関心事であることに鑑み、公表される内容が極力具体的かつ定量的であることが望ましい。

## 4. (2) 経営効率化について【今般の料金改定申請にあたっての論点等】

- 規制需要家の料金を定める供給約款の認可基準としては、電気事業法第19条において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等が規定されており、これまで平成24年度以降に料金値上げ申請が行われた事業者に対しては、各費用の性格に応じて、適切な経営効率化努力を反映した原価査定を行ってきた。
- 今般、関西電力より行われた「電源構成変分認可制度」に基づく申請においては、燃料費、購入・販売電力料等の4項目8費用が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の前提計画として位置づけられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認する必要がある。

### 【参考】電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

### 【論点】

(ア)上記を踏まえ、今回の料金の改定にあたって、経営効率化が十分に進捗・達成していると言えるか。

仮に一部が達成できていない場合は、その理由に合理性があると言えるか。

(イ)追加的・自主的な効率化の取り組みについて、原価算定期間内において年度毎にどこまで織り込んでいるか。

# 4. (2) 経営効率化について【参考資料】

## <前提計画>

**<供給計画>**  
電力需要予測と供給力の10年計画を毎年度策定。燃料費や購入電力料等の算定基礎。

**<工事計画>**  
今後の発電設備や送電線、変電所等の建設計画。減価償却費や事業報酬等の算定基礎。

**<業務計画>**  
人員計画や業務機械化計画、研究計画等が含まれる。人件費やその他の費用等の基礎。

**<経営効率化計画>**  
料金改定時には、料金改定の理由、根拠等を明らかにする。

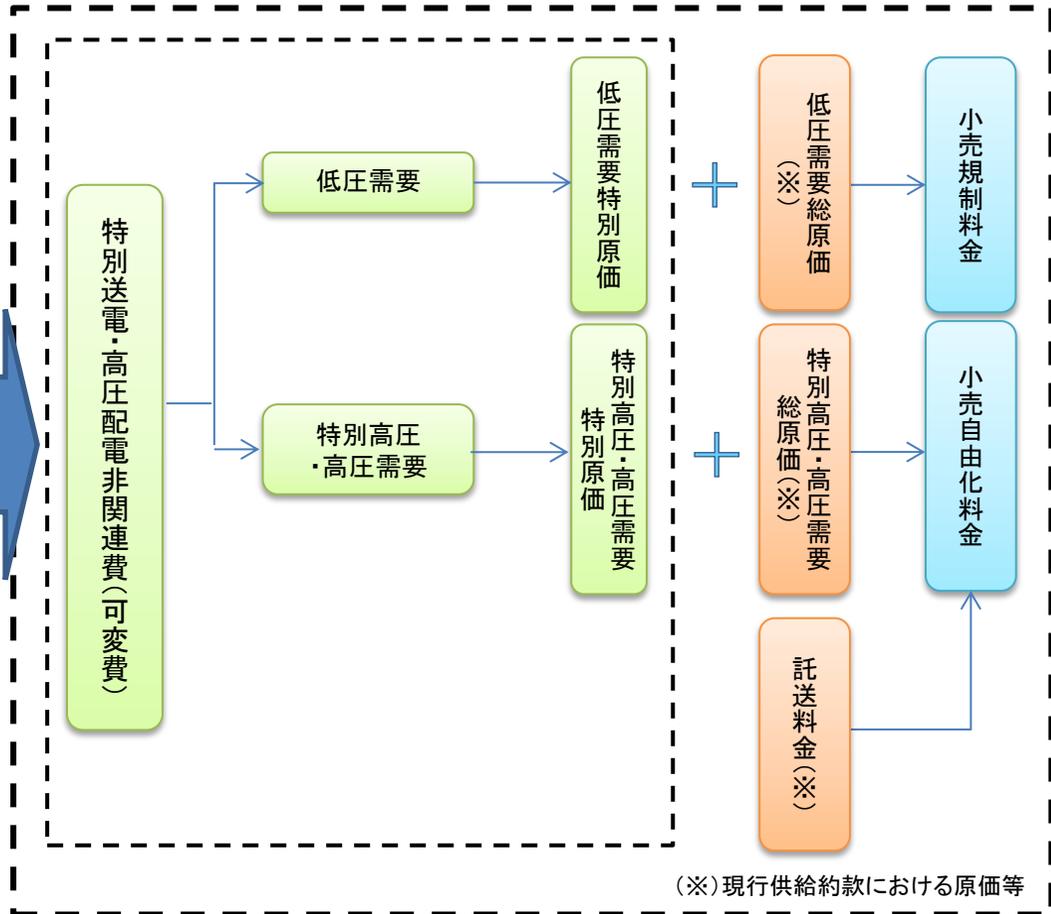
**<資金計画>**  
工事計画遂行のために必要な資金調達計画。法人税や財務費用等の算定基礎。

## <特別変動可変費の算定>

**【営業費】**

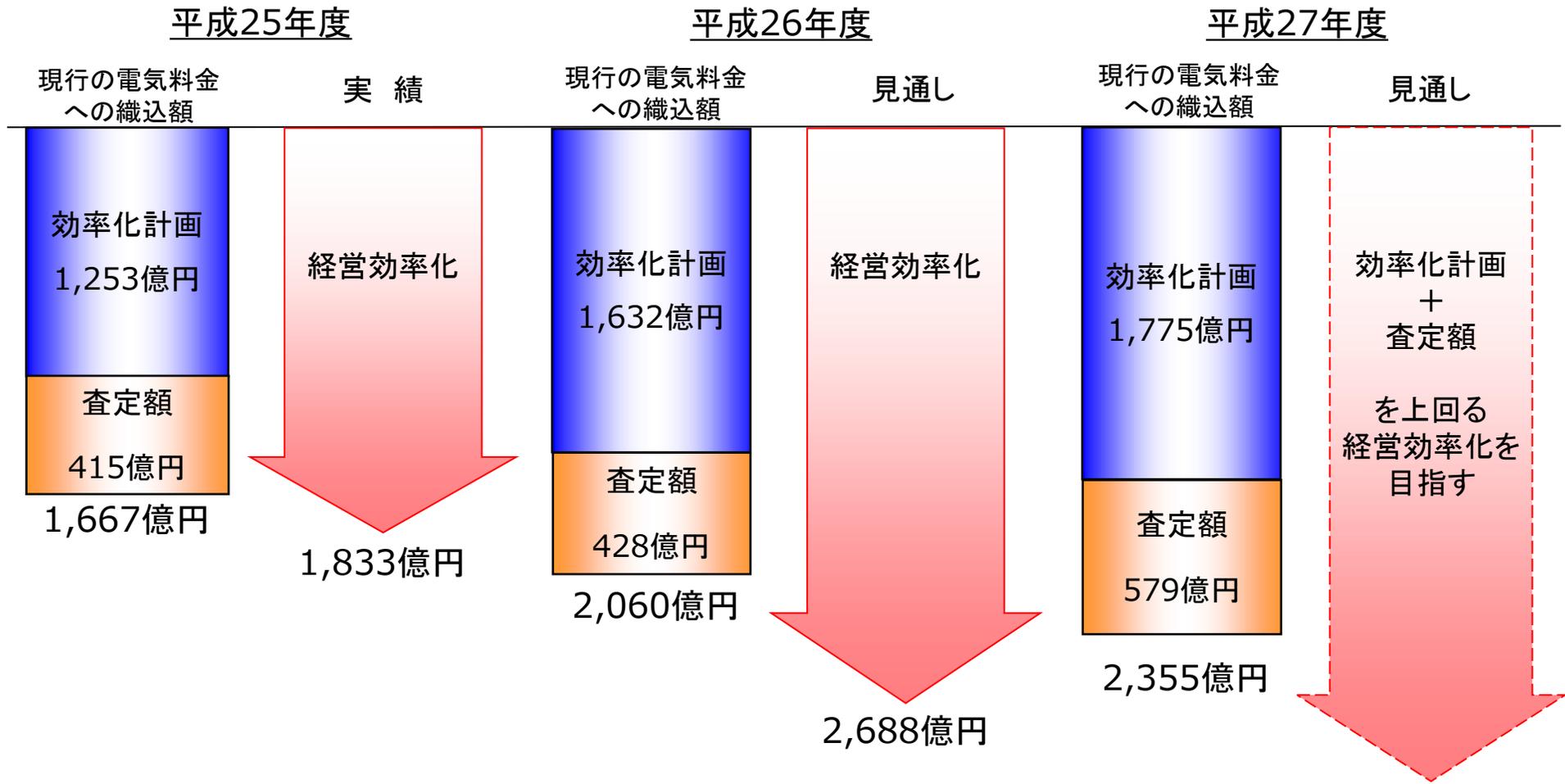
- 燃料費
- バックエンド費用
  - ・使用済燃料再処理等発電費
  - ・特定放射性廃棄物処分費
- 購入電力料等
  - ・地帯間購入電源費
  - ・他社購入電源費
  - ・地帯間販売電源料
  - ・他社販売電源料
- 事業税

## <費用の配賦、レートメイク>



# 4. (2) 経営効率化について【関西電力の経営効率化計画の概要①】

## 経営効率化の実績と見通し(平成25年度～27年度)



出典: 関西電力ホームページ(電気料金の値上げについて 平成26年12月24日)

## 4. (2) 経営効率化について【関西電力の経営効率化計画の概要②】

## 経営効率化の平成25年度実績

(単位:億円)

費用項目	効率化実績 (A)	効率化計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)- (B)-(C)	具体的な取組み内容
人件費	373	338	113	35	▲78	・給料手当の削減 ・厚生費の削減 等
燃料費・ 購入電力料	445	253	91	193	102	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減 ・他社電源、自家発電等の固定費用削減 等
設備投資 関連費用	98	53	33	46	12	・調達価格の削減 ・工事実施時期・内容の見直し 等
修繕費	470	243	53	227	174	・調達価格の削減 ・スマートメーターの単価低減 等
諸経費等	446	366	124	80	▲45	・委託費の削減 ・諸費の削減 ・普及開発関係費の削減 ・研究費の削減 等
合計	1,833	1,253	415	580	166	

出典: 関西電力ホームページ(電気料金の値上げについて 平成26年12月24日)

## 4. (2) 経営効率化について【関西電力の経営効率化計画の概要③】

## 経営効率化の平成26年度見通し

(単位:億円)

費用項目	効率化 見通し (A)	効率化 計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)- (B)-(C)	具体的な取組み内容
人件費	366	341	111	25	▲87	・採用抑制による人員削減 ・給料手当の削減 ・厚生費の削減 等
燃料費・ 購入電力料	1,086	535	98	551	454	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減 ・他社電源、自家発等の固定費用削減 等
設備投資 関連費用	103	64	33	39	5	・調達価格の削減 ・工事実施時期・内容の見直し 等
修繕費	607	310	60	297	236	・調達価格の削減 ・スマートメーターの単価低減 等
諸経費等	526	381	125	145	20	・委託費の削減 ・諸費の削減 ・普及開発関係費の削減 ・研究費の削減 等
合計	2,688	1,632	428	1,056	628	

出典: 関西電力ホームページ(電気料金の値上げについて 平成26年12月24日)

## 4. (2) 経営効率化について【電気料金審査専門小委員会等における検討結果①】

### 1. 北海道電力の再値上げ(平成26年10月15日認可)

今般、北海道電力より申請が行われた「電源構成変分認可制度」では、燃料費、購入・販売電力料等が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。

また、これまでの料金審査専門小委員会、公聴会及び国民の声においても、他の論点にもまして、北海道電力による徹底的な経営効率化の取組を求める意見が多数寄せられた。

北海道電力よりヒアリング及び資料の提出等を通じて確認を行ったところ、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深堀りを行っているものと考えられる。他の費目で効率化の深堀りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深堀りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。

北海道電力からは、第19回小委員会において、これまでの小委等の意見を踏まえ、一層の経営効率化の取組について表明があった。(表明内容)

前回の料金改定時の査定方針で示された項目については、経営全般にわたる効率化で対応することを基本として努力を重ねた結果、総額では達成できると考えているが、個別の査定項目の一部未達成部分について、次のように取組む。

- ・役員報酬については、経営の判断として、査定額として示された金額を尊重して減額することとする。
- ・社員の給与水準についても、査定水準を超えないように減額する考えであり、冬季賞与を不支給とすることを労働組合に提案した。
- ・保有不動産の売却については、売却可能なもの、かつ売却益が見込まれるものは順次売却を進める。
- ・保有株式については、4銘柄3億円相当の株式売却について交渉を進めているところであり、この他、金融機関株式等の処分についても検討を進める。

北海道電力においては、経営効率化の取組を着実に実施するとともに、需要家負担の急激な増加を緩和する観点から、更なる効率化の徹底により、需要家に還元する方策を以下のとおり実施する。

<北海道電力による激変緩和措置の概要>

更なる経営効率化の徹底により、約60億円程度を原資として、値上げ実施日より翌年3月31日の使用分までの5ヶ月間、値上げ後の電力量料金単価より一律0.70円/kWh軽減する。

## 4. (2) 経営効率化について【電気料金審査専門小委員会等における検討結果②】

### 2. 関西電力の値上げ(平成25年4月2日認可)

～基本的な考え方～

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金値上げ等の申請に対しては、一般電気事業供給約款料金算定規則等の電気事業法関連規定及び「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)を踏まえた審査要領等、他の一般電気事業者にも適用され得るルールに照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているかを審査する。

具体的には、以下の基本的考え方に基づき、全費用項目を査定することとする。

(略)

(3) 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについては、以下の方針に基づき減額する。

関西電力及び九州電力は、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の調達価格削減を織り込んで申請しているが、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10%の調達価格削減を織り込んだ東京電力の例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用(※)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額する。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定する。(詳細は次項の「経営効率化の織り込みについて」)

※コスト削減が困難な費用の例・・・市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(4) 更に、子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する。

(略)

↓(次頁へ)

## 4. (2) 経営効率化について【電気料金審査専門小委員会等における検討結果③】

(前頁より)

～経営効率化の織り込みについて

(1) 電力会社は、料金改定の有無にかかわらず、外部の知見も活用し、不断のコスト削減努力を行うべきであり、値上げにあたっては、客観的な第三者による効率化目標の設定が、料金に対する信頼を得る上で重要である。

(2) 東京電力は、原子力損害賠償支援機構法に基づく賠償支払いに対する支援を受ける前提として、「東京電力経営・財務調査委員会」及び原子力損害賠償支援機構による徹底的なデュー・デリジェンスを実施した。その結果、料金認可申請においては、震災後10%の経営効率化目標を設定し、原価に織り込んだところである。

(3) 今回、関西電力及び九州電力が、7%の効率化目標を設定し、原価を圧縮していることは評価できるが、自らの調査に基づく削減幅であり、第三者による徹底的な調査を経たものではない。また、関西電力からは、分野によっては過去15%の削減を行った事例もあるとの説明があった。このため、7%の目標をそのまま受け入れることは困難である。関西電力及び九州電力の効率化前のコスト水準が東京電力と同等であれば、東京電力において第三者による調査の結果設定された効率化目標数値である10%を、関西電力及び九州電力にも適用することが合理的である。

(4) 調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について、関西電力及び九州電力と、東京電力のものと比較した場合、消費者物価指数等により地域補正した金額は、コスト削減前の東京電力・関西電力・九州電力では概ね同様の水準であることが確認された。このことから類推するに、コスト削減前のコスト水準は、3社でほぼ同等であったと考えられる。このため、効率化目標数値10%を適用し、減額を行う。

<基本的な考え方(3)についての査定結果>

1. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札を実施するか否かにかかわらず、震災後に行った経営効率化の取組も加味し、原則10%のコスト削減を前提に未達分を料金原価から減額する。

<基本的な考え方(4)についての査定結果>

2. 加えて、子会社・関連会社取引については、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に料金原価を減額する。

## 4. (3) 需要想定について

○需要見通しは、将来どの程度の供給力を確保すべきか、また、料金を決定する上で、どの程度の売上げを見込むかといった点で、料金算定の前提となる。

【参考1】一般電気事業供給約款算定規則第19条第1項

電気料金は、低圧需要の原価等と低圧需要の料金収入が一致するように設定される必要がある。

【参考2】「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）

随時調整契約やデマンド・レスポンス等の需給逼迫時の需要抑制方策についても、供給計画の中で一定の評価を行うことが適当

### 【論点】

(ア)最新の供給計画(平成26年度版)における27年度の需要については、前回認可時の需要想定(平成24年度版変更供給計画値)よりも需要が減少しているが、この減少分を考慮すべきかどうか。

## 4. (4) 供給力想定について

○電気事業を遂行するにあたっては、需要想定に基づき、十分な供給力が確保されている必要があるが、発電所ごとに発電コストが異なるため、どのような電源を稼働させて供給を行うかによって、発電総コスト、ひいては料金水準に影響が生じることとなる。

【参考】「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成24年3月）

購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価することが適当である

### 【論点】

- (ア) 需要想定を前提に、短期及び中長期の供給力をどのように算定しているか。
- (イ) 原子力発電所の再稼働時期の想定は合理的と言えるか。
- (ウ) 自社と他社（他電力、IPP、卸電力取引所等）との供給力の分担はどのような考え方にに基づき割り当てているか。原子力、水力、火力、再エネ等の発電量の構成をどのように考えているか。最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」は実現されているか。また、それが消費者にとって分かりやすい説明となっているか。
- (エ) 定期点検工期等について、最大限の努力を行い期間を短縮することで、安価な電源の最大限の活用を織り込んでいるか。
- (オ) 供給予備率はどのように算定しているか。また、供給予備率に応じた効率化努力は行われているか。

## 4. (5)一般電気事業供給約款料金算定規則(抜粋)

(営業費の算定)

### 第3条

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

- 一 役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給 実績値及び法第29条の規定による届出をした供給計画（以下「供給計画」という。）等を基に算定した額

(変動額認可料金の算定)

第19条の2 一般電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条において同じ。）は、法第19条第1項の規定により同項の認可を受けた供給約款（第20条の2の規定により同条第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項又は第7項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者にあつては、当該変更後の供給約款を届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に第2条第1項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事項の変動により法第19条第1項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に第3条第2項第2号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。）は、第2条から第19条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする供給約款で設定する料金を算定することができる。